

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 31 年 4 月 24 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1 件
--------------------	-----

厚生年金保険関係	1 件
----------	-----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800389号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900011号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成16年3月15日から平成14年7月1日に訂正し、平成14年7月から平成15年7月までの標準報酬月額を26万円、平成15年8月から平成16年2月までの標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

平成14年7月1日から平成16年3月15日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 2 請求者のA社における平成21年8月1日から平成22年9月1日までの期間及び平成24年8月1日から平成27年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成21年8月から平成22年8月までの標準報酬月額については26万円から28万円、平成24年8月から平成27年8月までの標準報酬月額については24万円から28万円とする。

平成21年8月から平成22年8月までの期間及び平成24年8月から平成27年8月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年8月から平成22年8月までの期間及び平成24年8月から平成27年8月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者のA社における平成16年3月15日から平成23年9月1日までの期間及び平成24年8月1日から平成26年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成16年3月から平成17年8月までの標準報酬月額については24万円から30万円、平成17年9月から平成18年8月までの標準報酬月額については26万円から32万円、平成18年9月から平成19年7月までの標準報酬月額については26万円から36万円、平成19年8月から平成20年8月までの標準報酬月額については26万円から41万円、平成20年9月から平成21年7月までの標準報酬月額については26万円から36万円、平成21年8月の標準報酬月額については36万円、平成21年9月から平成22年8月までの標準報酬月額については34万円、平成22年9月から平成23年8月までの標準報酬月額については28万円から34万円、平成24年8月の標準報酬月額については36万円、平成24年9月から平成25年8月までの標準報酬月額については41万円、平成25年9月から平成26年8月までの標準報酬月額については34万円とする。

平成16年3月から平成23年8月までの期間及び平成24年8月から平成26年8月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額(上記2の訂正後の標準報酬月額(平成21年8月から平成22

年8月までの期間及び平成24年8月から平成26年8月までの期間は28万円)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成14年7月1日から平成16年3月15日まで
② 平成16年3月15日から平成23年9月1日まで
③ 平成24年8月1日から平成27年9月1日まで

請求期間①について、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成16年3月15日となっているが、平成14年7月1日からフルタイムで勤務していた。また、請求期間②及び③の標準報酬月額が給与明細書の保険料控除額に見合う金額と相違している。給与明細書を提出するので、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者に係る雇用保険の加入記録により、請求者は平成14年2月1日にA社において雇用保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、請求者から提出された給与明細書により、請求者の給与は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった平成14年7月1日において月給制であることが確認できるところ、同社に係る商業登記簿謄本により確認できる取締役の一人は、給与が月給として支給されていれば正社員である旨陳述している。

さらに、給与明細書により確認できる勤務日数等により、請求者は、請求期間①において厚生年金保険被保険者としての要件を満たしていたことが確認できるところ、A社の所在地を管轄する年金事務所は、平成29年7月20日に請求者が行った厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る調査依頼に対し、平成14年7月1日から厚生年金保険の加入が必要となる旨を調査結果として請求者に通知している。

一方、A社の前述の取締役は、同社の給与について、平成18年7月までは20日締め当月25日支払、同年8月以降は20日締め当月末支払であり、厚生年金保険料は当月の給与から控除する旨陳述しているところ、給与明細書により、請求期間①に係る給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成14年7月1日であると認められ、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、給与明細書並

びにA社から提出された請求者の平成14年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿、平成15年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び平成16年分所得税源泉徴収簿により確認できる報酬月額から、平成14年7月から平成15年7月までは26万円、平成15年8月から平成16年2月までは30万円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 2 請求期間②のうち、平成21年8月1日から平成22年9月1日までの期間及び請求期間③について、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成21年8月1日から平成22年9月1日までの期間及び平成24年8月1日から平成27年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書並びに平成21年分、平成22年分及び平成24年分の源泉徴収簿、平成25年分の賃金台帳、平成26年分及び平成27年分の源泉徴収簿により確認できる厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の前述の取締役は、平成21年8月から平成22年8月までの期間及び平成24年8月から平成27年8月までの期間に係る請求者の届出について、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対して誤った届出を行ったことを認めており、当該期間に係る保険料についてはオンライン記録により確認できる標準報酬月額に基づく保険料を納付した旨陳述していることから、社会保険事務所は、請求者の平成21年8月から平成22年8月までの期間及び平成24年8月から平成27年8月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間②及び③のうち、平成24年8月1日から平成26年9月1日までの期間について、給与明細書並びに平成24年分の源泉徴収簿、平成25年分の賃金台帳及び平成26年分の源泉徴収簿により確認できる請求者に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を平成16年3月から平成17年8月までは30万円、平成17年9月から平成18年8月までは32万円、平成18年9月から平成19年7月までは36万円、平成19年8月から平成20年8月までは41万円、平成20年9月から平成21年8月までは36万円、平成21年9月から平成

23 年 8 月までは 34 万円、平成 24 年 8 月は 36 万円、平成 24 年 9 月から平成 25 年 8 月までは 41 万円、平成 25 年 9 月から平成 26 年 8 月までは 34 万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間の訂正後の標準報酬月額（上記 2 の訂正後の標準報酬月額（平成 21 年 8 月から平成 22 年 8 月までの期間及び平成 24 年 8 月から平成 26 年 8 月までの期間は 28 万円）を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。